令和7年度農薬適正使用研修会

『毒物・劇物としての
農薬の取り扱いについて』

長野県　健康福祉部　薬事管理課

農薬と毒物劇物

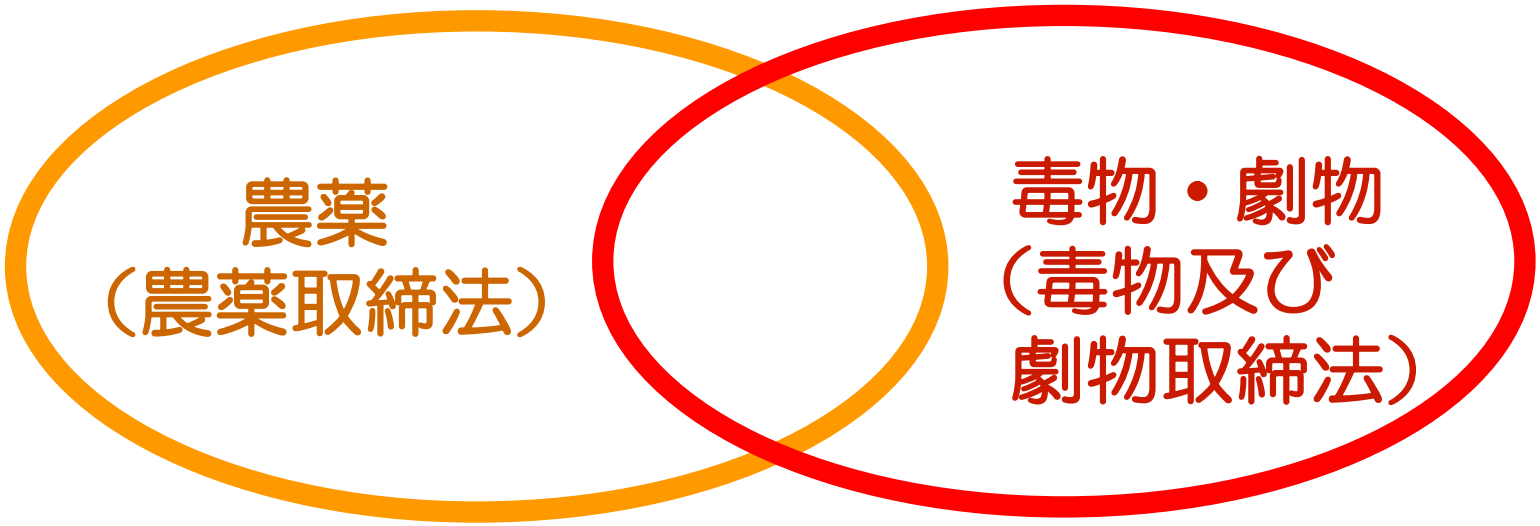

毒物劇物として登録されている農薬の数

約３００種類

〇具体例
パラコート（除草剤）、クロルピクリン（殺虫剤）、ダイファシノン（殺そ剤）など

毒物及び劇物取締法について

～法の目的～

第１条
この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。

～毒物劇物とは～

- **毒　物**…毒物及び劇物取締法別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの。

- **劇　物**…毒物及び劇物取締法別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの。

- **特定毒物**… 毒物であって、毒物及び劇物取締法別表第三に掲げるもの。

毒物及び劇物取締法について

～毒物劇物営業者、取扱者～

① 毒物劇物を製造又は輸入する者

⇒ 農薬メーカー等

製造所ごとに製造業又は輸入業の登録を受けることが必要。

毒物及び劇物取締法について

～毒物劇物営業者、取扱者～

② 毒物劇物を販売する者

⇒農薬販売店等

店舗や事業所ごとに販売業の登録を受けることが必要。

⬇

販売業の区分

〇一般販売業
〇農業用品目販売業
〇特定品目販売業

毒物及び劇物取締法について

～毒物劇物営業者、取扱者～

③ 毒物劇物を業務上取り扱う者

⇒業務上取り扱う全ての者
（農家、ゴルフ場管理者等）

事業の内容や取り扱う品目によって、届出が必要な場合もある。（シアン化合物を使ったメッキ・熱処理業等）

⬇

届出が必要でない場合も、業務上取り扱う場合は、法の適用範囲となる。

毒物及び劇物取締法について

～責任者の設置～

毒物劇物を製造、輸入、販売するためには、
毒物劇物取扱責任者を設置しなければならない。

⬇

毒物劇物を取り扱う上での
安全確保について責任を持つ者

＜毒物劇物取扱責任者の資格＞
① 薬剤師
② 大学等で応用化学に関する学課を修了した者
③ 都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

毒物及び劇物取締法について

～毒物劇物取扱責任者～

毒物劇物を取り扱う上での安全確保について責任を有する者のことで、以下の事項を総括的に管理・監督する必要がある。

- 貯蔵場所、運搬用具等の管理
- 容器、被包、貯蔵場所の表示の点検
- 紛失、盗難及び飛散、流出等の防止の対策の遵守に関する点検
- 運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
- 事故時の措置　　etc･･･

毒物及び劇物取締法について

～譲渡の手続き～

- 毒物劇物を一般の者（農家等）に販売するときには、譲受する者から法令で定められた事項が記載された書面の提出を受けなければならない。

- この書面は、販売業者が５年間保管しなければならない。

＜法令で定められた事項＞
① 毒物劇物の名称及び数量
② 販売又は授与の年月日
③ 譲受者の氏名・職業・住所・押印

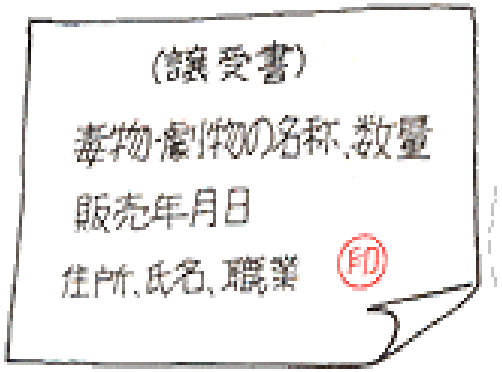

※「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」の施行後も、毒物及び劇物取締法第14条第2項で定める書面（譲受書）への押印は引き続き必要です。

毒物及び劇物取締法について

～交付の制限～

交付制限のある者

- 18歳未満の者
- 精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

⬇

配達を行う場合は、ただ軒先に置いてくることなく、必ず18歳以上の方に引き渡すこと。

毒物及び劇物取締法について

～取扱、保管、管理～

〇盗難・紛失・漏えい・流出の防止の措置が必要。

⬇

- 専用の保管庫を使い、他のものと区別する。
  （毒劇物以外の物と別の保管庫とする）
- 保管場所は、頑丈なもので施錠する。
- 受払い簿を作成し、日常的に数量管理をする。
- 地震対策として保管庫の転倒防止対策を取る。

毒物及び劇物取締法について

～取扱、保管、管理～

〇風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について

- 風水害の危険性が高まってきた場合の対応に必要となるビニールシート、土のうなどを整備しておく。
- 水害発生時は、毒劇物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止するため、配管の弁等を閉鎖する。
- 強風災害発生時は、飛来物により毒劇物の製造設備、貯蔵設備等が損傷を受けることを防止するため、屋外にある飛びやすいものは屋内に移動する。

など

毒物及び劇物取締法について

～保管庫の表示～

　毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

保管場所への表示

保管場所には、「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をする。

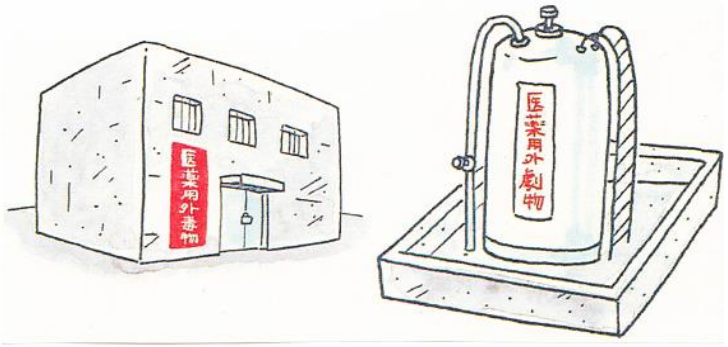

毒物及び劇物取締法について

容器への表示

・毒物の場合
⇒「医薬用外」の文字と
赤地に白色で「毒物」の文字

➡ **医薬用外毒物**

・劇物の場合
⇒「医薬用外」の文字と
白地に赤色で「劇物」の文字

➡ **医薬用外劇物**

容器

誤って飲用等されないように毒物劇物であることが分かる容器を使用しなければならない。

⬇

飲食物の容器（ペットボトル等）は不適

毒物及び劇物取締法について

～廃棄の方法～

○自分で処理する場合

中和・加水分解・酸化・還元・希釈等により毒物劇物に該当しないものにしてから廃棄する。

※下水道法、水質汚濁防止法など、他の法律にも抵触しないようにする。

○自分で処理できない場合

県知事の許可を受けている
産業廃棄物処理業者に委託する。

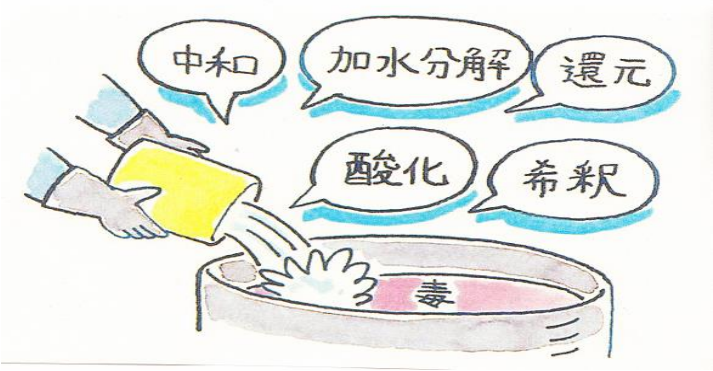

毒物及び劇物取締法について

～事故、事件の際の措置～

〇飛散・漏洩・流出等の場合
⇒直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る。

〇盗難、紛失の場合
⇒直ちに警察署に届け出る。

“いざ”というときのために

- 通報体制を整備しておく。
- 被害を食い止めるために取るべき措置を確認しておく。

毒物及び劇物取締法について

～情報の提供～

毒物劇物営業者が毒物劇物を販売するときは、
譲受人に対して、その毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。

↓

情報提供のツール

- SDS（Safety Data Sheet）
- イエローカード

毒物及び劇物取締法について

○SDS（ Safety Data Sheet ）

安全データシートのことで、化学物質を安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの。
事故の際の応急措置、物理的及び化学的性質、毒性に関する情報等が記載されている。

○イエローカード

化学物質の有害性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード。
危険有害物質等を輸送する際に、製造業者等が作成し、運送人に交付することにより、事故時の措置等の周知徹底を図り、
化学物質の総合的な物流安全を図ろうとするもの。

毒物劇物に関する情報の提供

SDS

製品安全データシート

硫酸

作成日2002年11月 29日
改定日2006年 9月15日

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称:	硫酸
製品コード:	○○○
会社名:	○○○○株式会社
住所:	東京都△△区△△町△丁目△△番地
電話番号:	03-1234-5678
緊急時の電話番号:	03-1234-5678
FAX番号:	03-1234-5678
メールアドレス:	
推奨用途及び使用上の制限:	硫酸は化学工業の基礎原料で、特に肥料工業、繊維、無機薬品工業をはじめ金属製錬、製鋼、紡織、製紙、食料品工業など広範囲に使用される 化粧品原料(清浄用化粧品)

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	火薬類	分類対象外
	可燃性・引火性ガス	分類対象外
	可燃性・引火性エアゾール	分類対象外
	支燃性・酸化性ガス	分類対象外

5. 火災時の措置

	この製品自体は、燃焼しない。 周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。
特有の危険有害性:	加熱により容器が爆発するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法:	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
消火を行う者の保護:	消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:	作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外の立入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。 風上に留まる。 低地から離れる。
環境に対する注意事項:	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 環境中に放出してはならない。
回収、中和:	少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
封じ込め及び浄化の方法・機材:	危険でなければ漏れを止める。
二次災害の防止策:	すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。

毒物劇物に関する情報の提供

イエローカード

品　名		国連番号	

該　当　法　規　・　危　険　有　害　性

消防法								毒物及び劇物取締法			高圧ガス保安法		火薬類取締法			道路法
類別						指定可燃物	品名（法別表）	毒物	劇物	特定毒物	一般高圧ガス	液化石油ガス	火薬	爆薬	火工品	施行令第19条の12、13に該当
第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類											

特性	危険性			有害性				環境汚染性	性状			
	禁水性	爆発性	可燃性	有害ガス発生			目・皮膚に触れると危険	河川への流入注意	固体	液体	気体	水溶性
				常温	加熱時火災時	水に接触						

事故発生時の応急措置

①

②

③

④

緊急通報

１１９（消防署）　１１０（警察署）　高速道路の非常電話

［緊急通報例］

1．いつ　　○○時○○分頃
2．どこで　　○○市○○地区（国・県・市）道○○線○○付近で
3．なにが　　「　　（　　）」が
4．どうした　　飛散しています、飛散して火災になってます
5．ケガ人は　　ケガ人がいます（救急車をお願いします）　ケガ人はいません
6．私の名前は　　○○運送会社　○○です

緊急連絡　（特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署の電話番号を記入する）

荷主会社	
住　所	
電　話	平日・昼間 休日・夜間

運送会社	
住　所	
電　話	平日・昼間 休日・夜間

品　名		国連番号	

災　害　拡　大　防　止　措　置

特記事項		処理剤	

・

・

・

（高圧ガスにあっては温度と圧力の関係、比重、色、臭い等記入）

漏洩・飛散したとき

①

②

③

周辺火災のとき

①

②

③

引火・発火したとき

①

②

③

救急措置

①

②

③

④

毒物劇物事故処理剤備蓄事業について

＜目的＞

自然災害や交通事故による毒物劇物漏えい事故により、不特定多数の者に保健衛生上の危害を生じるおそれが発生した場合のために、応急措置に必要な中和剤を確保する。

＜備蓄品目と備蓄基準量＞

処理剤名	対象毒物劇物	基準量（kg）
消石灰	酸、塩素、クロルピクリン	4,000
ソーダ灰	硫酸銅、塩化亜鉛	3,500
苛性ソーダ	酸、シアン	4,000
(無水)重亜硫酸ソーダ	クロム酸、フッ酸	2,000
次亜塩素酸ソーダ	シアン、セレン化水素	4,000
硫酸	アルカリ	800

毒物劇物事故処理剤備蓄事業について

＜備蓄場所及び連絡先＞　（令和７年４月１日現在）

名称	所在地	電話番号
鍋林(株)　松代配送センター	長野市松代町豊栄宮崎6331	026-278-7543
(株)ミライ化成　長野営業所	千曲市雨宮2473	026-274-7667
(株)アセラ　長野支店	千曲市雨宮540	026-272-1521
鍋林(株)　あづみ野配送センター	北安曇郡松川村南神戸4363-32	0261-62-9950
(株)アセラ　松本支店	塩尻市広丘野村1808	0263-52-4141
(株)土田商店 諏訪化成品センター	茅野市宮川7275-1	0266-73-2500
(株)ミライ化成　伊那営業所	上伊那郡南箕輪村9004-1	0265-76-7557

令和６年度 毒物劇物監視結果

業種 ＼ 事項		対象施設数	立入検査数	違反施設数	違反内容										
					登録・届出	貯蔵設備	取扱	運搬	廃棄	表示	譲渡交付	事故	情報提供	取扱責任者	計
製造業		22	18	3						2	1				3
輸入業		9	6	1						1					1
販売業者	一般	1,161	528	53	1	3	24	1		7	24			1	61
	農業用品目	133	71	8	1		2			2	4			1	10
	特定品目	21	5	1			1								1
特定毒物使用者		16	1												
特定毒物研究者		45	3												
業務上取扱者	メッキ業者	67	23	6			1			4				2	7
	金属熱処理業者	3													
	運送業者	2													
	しろあり防除業														
	その他		236	44	3		30			22					55
計		1,479	891	116	5	3	58	1		38	29			4	138

令和６年度毒物劇物監視の主な指摘事項

○ 取扱

・保管庫が常時施錠されていない。
・毒物劇物を保管庫外に置いていた。
・保管庫の鍵の管理体制が不明確である。
・毒物劇物とその他の物とを混在して保管している。

○ 譲渡交付

・譲渡の際に受ける書面の不備（特に押印の漏れ）
・書面が適正に保管されていない。（5年保存必須）

○ 表示

・所定の表示（「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」）がない。

令和5年度毒物劇物関連の事故（全国）

盗難・紛失の事故　26件

内　　訳：毒物 5件、劇物 21件

被害状況：特になし

流出・漏えい等の事故　141件

内　　訳：毒物 11件、劇物 130件

被害状況：負傷者 36名

（重症・軽傷含む）

全国の毒物劇物に該当する農薬の紛失・盗難事故事例

- 農家が作業中に、農地の一角にある倉庫の施錠を怠ったため、農薬が盗まれた。
- 販売業者の従業員が、車内に農薬と鞄を残したまま施錠をせずに１時間程度車から離れたところ、いずれも盗難にあった。
- 棚卸時にシステム上の在庫数と実際の在庫数に相違があり、劇物の紛失が判明した。
- 販売業者から配送されたことになっていた農薬が、購入者には届いていなかった。

全国の毒物劇物に該当する農薬の流出・漏えい事故事例

- 民家敷地内の納屋を重機で解体中、保管されていた農薬の袋を破損し、粉じん防止のために散布した水と反応して有毒ガスが発生した。

- 燻蒸作業後のホストキシン（ポリバケツ入り）が、車内で発煙、発火したため、車から降ろそうとしたところ、ポリバケツを倒してしまい、道路上に流出した。

- 倉庫内で保管していた農薬（20Ｌ）が容器の腐食により流出した。

- ハンドル操作のミスにより、トラクターが横転し、積載していたクロルピクリンが流出した。

毒物・劇物の取扱いについて
ご不明な点は…

＜お問い合わせ窓口＞

- ○ 長野県健康福祉部薬事管理課
- ○ 保健福祉事務所（県下10か所）
- ○ 長野市保健所（管轄区域：長野市）
- ○ 松本市保健所（管轄区域：松本市）

ご清聴ありがとうございました